移動支援事業について

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための移動を支援することにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を目的とする事業です

【対象者】
・市内に居住する障がい児者
・市外に居住する障がい者で、潮来市の障害福祉サービスの支給決定を受けている方

【利用の主な例】

①冠婚葬祭時に外出したいが、支援（介護）が必要なとき
②金融機関で手続きをしたいが、支援（介護）が必要なとき
③理美容室に行きたいが、支援（介護）が必要なとき
④地域の行事等に参加したいが目的地まで支援を必要とするとき
⑤スポーツや映画、買い物等に行きたいが、支援（介護）が必要なとき

【利用までの流れ】

（１）利用前に申請書を提出ください
　　提出先：潮来市福祉事務所　社会福祉課　障害福祉G
　　※様式第５号（第７号関係）潮来市地域生活支援事業利用申請書
（２）市役所から地域生活支援サービス受給者証を郵送いたします
（３）利用したい事業所と連絡を取ってください
　　利用の際は受給者証を事業所に提示してください

【利用料】

市町村民税が非課税の世帯	利用料無料
市町村民税が課税の世帯	1回当たりの利用について30分100円 以降30分ごとに100円を加算（上限2,000円/日） 身体介護を伴う場合は30分200円（上限4,000/日）
生活保護世帯	利用料無料

【問い合わせ先】
〒311-2493 潮来市辻626番地
潮来市役所　社会福祉課　障害福祉G
TEL: 0299-63-1111

▶事業所一覧はこちらから

よくあるご質問

Q.いつから利用できますか。

A. 申請日からとなります。申請後、地域生活支援サービス受給者証を送付しますので、そちらを事業所に提示してください。

Q.利用可能な事業所はどこですか。

A. 市と委託契約を結んだ地域生活支援事業サービス提供事業所が利用可能な事業所になります。事業所一覧は市にお問い合わせください。

Q.通院するときに利用はできますか。

A. 以下の内容については対象外となりますので、ご注意ください。

・通院　　・通勤　　・通学
・営業活動等の経済活動に係る外出
・障害福祉施設への通所
・1回につき10時間を超える事業利用
・通年または長期にわたる外出
・社会通念上ホームヘルプを利用しての外出が適当ではないと判断する外出

Q.市外に転出しても日中一時支援は引き続き利用できますか。

A. 市町村ごとに実施状況、利用条件が異なります。転出先の市町村に事前にご確認ください。

Q.期限が9月30日に切れてしまいます。引き続き利用するには手続きは必要ですか。

A. 期限が切れる前に市から継続更新の通知をご自宅に送付いたします。更新を希望する場合は設けられた期限までに申請書を市まで提出してください。

Q.利用料を算定するための「世帯」の範囲はどこまでを含めますか。

A. 障がい者及びその配偶者の当該年度の課税状況を確認します。
障がい児の場合は同一の世帯に属する方の課税状況を確認します。
4月から6月における申請は前年度の課税状況を確認します。

Q.身体介護とはどういうことですか。

A. 以下の要件を満たす利用者が身体介護が必要と判断しております。

①障害福祉サービス上の障害支援区分認定が2以上に該当している。
②障害支援区分認定調査時にいずれかの状態に一つ当てはまる。
（1）歩行　全面的な支援が必要
（2）移乗　見守り等の支援が必要又はそれ以上の支援が必要
（3）移動　見守り等の支援が必要又はそれ以上の支援が必要
（4）排尿　部分的な支援が必要
（5）排便　部分的な支援が必要